3　「事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

4　「有価証券の種類」の欄には、外国の法令に基づく権利であって、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」又は「その他の権利」に類するものの別について記載すること。また、「その他の権利」に類するものにあっては、具体的にその内容を記載すること。なお、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。

5　「発行者の名称」の欄には、国名及び当該発行者が監督を受けている外国の当局の有無並びに当該当局がある場合にあっては、その名称及び当該監督の主な内容を含めて記載すること。

6　「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が１年でない場合は、直近の１年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（１年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が１年でない場合は、基準時の１年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

7　「発行者との関係」の欄には、法第２条第２項第６号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う者と発行者との関係内容を記載すること。

8　「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。

9　「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。

10　本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

⑧　電子募集取扱業務における法第２条第２項第６号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いの状況（電子募集取扱業務に係るものに限り、電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。⑨において同じ。）

（単位：百万円）

区分	募集の取扱高	私募の取扱高
法第２条第２項第６号に係るみなし有価証券	（　　）	（　　）

（注意事項）

⑥の注意事項に準じて記載すること。